

給水開始の手続きについて

水道の使用を開始（開栓）されるときは、給水開始届の提出が必要です。
給水開始日の3営業日前までに、水道部業務課の窓口などでお手続きをお願いします。

※ 遠方にお住まいの方や日中窓口に来られない方は郵送でも受付いたしますが、その場合は必ず水道部業務課まで事前にご連絡をお願いいたします。

給水開始届の記入箇所

- 記入日
- 使用者（請求先）
 - ・住所（郵便物が届く住所）
 - ・給水場所（水道を使用される住所）
 - ・氏名（フリガナ）
 - ・連絡先（日中に連絡がとれる電話番号）
- 給水開始日（開栓希望日）
- 用途（該当するものを○で囲む）
- 届出人
使用者本人が届け出される場合は、「使用者と同じ」に☑
代理の方が届け出される場合は、届出人欄の住所・氏名・連絡先等を記入

検針と水道料金の請求について

水道メーターの検針は奇数月に行い、水道料金はその翌月に請求します。
水道料金のお支払いは、口座振替又は納入通知書による納付をお願いします。

口座振替によるお支払いについて

水道料金のお支払いは、口座から自動的に引き落とす口座振替が便利です。

下記金融機関の窓口で、口座番号が分かるもの・金融機関お届け印及びお客様番号が分かるもの（使用水量のお知らせ等）をご持参のうえ、お申込みください。

〈取扱金融機関〉

紀陽銀行、きのくに信用金庫、近畿労働金庫、ながみね農業協同組合
三菱UFJ銀行、なぎさ信用漁業協同組合連合会、ゆうちょ銀行又は郵便局

紀陽銀行の普通預金口座のキャッシュカードをお持ちの個人のお客様は、Webでもお申し込みができます。詳しくは、水道部業務課までお問合わせください。

留意事項

窓口での手続きの場合は、運転免許証等により届出人の本人確認をさせていただきます。
郵送での手続きの場合は、届出人の運転免許証等のコピーを併せて送付してください。

〒642-8501

和歌山県海南市日方1289番地26

海南市水道部業務課

営業時間 平日8:30～17:15

TEL (073) 483-8750

FAX (073) 483-8752

様式第4号(第6条関係)

課		班			
長		長		班	

記入例

〇〇年〇〇月〇〇日

給水開始届

この度水道の給水を開始したいので、下記誓約書に同意の上、届出いたします。

海南市水道事業管理者
海南市長 様

<input type="checkbox"/> 家族間の使用者変更	お客様番号	水栓番号
<input type="checkbox"/> 家族間の所有者変更		

使用者 (請求先)	住所(送付先)	※郵便物が届く住所	
	給水場所	海南市	※水道を使用される住所
	フリガナ	スイドウ タロウ	
	氏名	水道太郎	
	連絡先	()	※日中に連絡がとれる電話番号

給水開始日	〇〇年〇〇月〇〇日
-------	-----------

用途	一般用 ・ 湯屋営業用
----	-------------

水道メーター保管証書			
次の水道メーターを保管いたします。			<input type="checkbox"/> 指針確認分
口径	mm	番号	指針 m ³ 検満年月 年 月

誓約書	
海南市水道事業給水条例が契約の内容となることに合意し、同条例第15条に基づき、給水開始の申込みをいたします。	
また、給水開始後に水圧・水量不足、断水が生じた場合でも一切異議の申立てはいたしません。	

給水装置 の所有者	住所	
	フリガナ	
	氏名	
	連絡先	() - 使用者との関係
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ		

届出人	住所	海南市日方1289番地26	
	フリガナ	スイドウ ハナコ	
	氏名	水道花子	
	連絡先	(〇〇〇)〇〇〇-〇〇〇〇	使用者との関係
<input type="checkbox"/> 使用者と同じ			

備	使用者本人が届け出される場合は、 <input checked="" type="checkbox"/> のみ 代理の方が届け出される場合は、住所等を記入)より変更
---	--	-------